

刑弁でGO!

第63回

トピックス

勾留請求の却下を求める!

刑事弁護委員会 当番国選部会 部会長 白井 徹 (60期)

検察官による勾留請求が数多くなされる一方、比較的軽微な事案については、否認事件も含めこれを却下する裁判官の決定が増加している。しかしながら、裁判官が捜査機関の一件記録のみを検討して勾留請求却下の結論に至るとは限らない。被疑者にとって、非常に重大な利害の関わるこの局面において、積極的な弁護活動が望まれる。

1 勾留請求却下は決して難しくない!

平成26年版犯罪白書によると、平成25年の勾留請求却下率は1.6%であり、平成15年以降上昇傾向にある。平成元年から平成14年までは0.1%から0.2%でほぼ横ばいだったことと比較すれば、却下率が増加していることは明らかである。また、罪名別に見れば勾留請求却下率の高い罪名とそうでない罪名があり、却下率の高い罪名については当然のことながら上記1.6%を上回る。例えば、一般刑法犯の却下率は、傷害1.4%、窃盗0.7%、強制わいせつ2.2%となっているが、主要罪名を除いた「その他」の一般刑法犯の却下率は3.1%、道交法違反や覚せい剤取締法違反等を除いた「その他」の特別法犯の却下率は6.0%となっている。

過去には「勾留請求をされたら勾留決定もほぼ出る」という印象があったかもしれないが、統計から見る限り決してそうではない。

2 勾留請求却下に向けて

とはいえ、捜査機関の一件記録のみでは、勾留請求が却下されるべき事件でそうなるとは限らない。捜査

機関がカバーしていない情報を裁判官に提供し、適切な判断へ誘導することこそ、弁護活動の意義がある。

勾留の要件のうち、例えば「罪証隠滅」については、弁護人としては、罪証隠滅をすると疑うに足りる理由が抽象的なものであってはならないという主張だけではなく、事件の性質、想定される証拠等を踏まえ、本件において罪証隠滅の可能性がいかにかに低いのかについて主張すると共に、その裏付けとなる資料の収集に尽力をすべきである。「勾留の必要性」は、勾留することによって失われる利益と、勾留しないことによって失われる利益との衡量である。したがって、勾留することによって、被疑者の利益がいかにかに失われるのか、あるいは、その家族や会社等第三者の利益がいかにかに失われるのかについて考えを巡らせ、想像するべきである。そのためには、被疑者、関係者からの事情聴取、関係資料の収集が必須となる。

次に、主張と証拠の峻別には注意したい。例えば接見で被疑者から確認した情報をそのまま主張するだけではなく、被疑者・関係者の陳述書や、勤務先に関する資料など、根拠＝証拠の提出を心掛けたい。

なお、証拠の提出にあたっては「厳格な証明」は適用されないのであるから、工夫をして様々な証拠を収集すべきである。

3 東京地裁での注意点

東京地裁刑事14部では、午前11時30分ころから勾留質問を行っている。したがって、勾留請求却下を求める意見書は、当日午前9時から午前11時の間に14部に提出し、裁判官に読んでもらう必要がある。提

出はファックスで構わない。また、裁判官との面接を希望する場合は、ファックスと同時に14部に電話して面接を申し入れる。意見書の原本は、面接時に持参すればよい。

裁判官面接時に身元引受人など関係者の話を直接聞いてもらいたいときは、同人にも裁判所に同行してもらう。もっとも、裁判官によっては弁護士しか面接を受け付けない場合もあるので、関係者にはそのように説明しておく必要がある。

4 補足～勾留決定に対しては準抗告を!!～

仮に勾留決定がなされても、準抗告が認容されることは十分ありうる。勾留決定時には間に合わなかった資料を追加できるのであればこれを追加して、準抗告を申し立てるべきである。準抗告の判断は弁護人に通知されるが、当日夜間になることが多いため、連絡がつく連絡先（携帯電話番号等）を裁判所に伝えておくことが必要である。

以下、実際に去年以降勾留請求が却下された事例を紹介する。

5 事例① 暴力行為等処罰ニ関スル法律、銃刀法違反

(1) 事案の概要

被疑者が公共の場でカッターナイフを出して相手方に向けたとされる事件。被疑者によれば、相手方も被疑者に対して蹴るという暴行を加えたという。

(2) 弁護活動

裁判所に対して勾留請求却下を求める意見書、釈放後は被疑者を監督する旨を記載した母親の誓約書をファックスで提出した。意見書では、事案が軽微であること、目撃者多数で証拠収集が容易であること、被疑者の供述録取書が作成済みであること、障害年金を受給しており逃亡のおそれがないこと、就職活動

の最中であり釈放の必要が高いことなどを主張した。裁判官面接は行っていない。検察官の準抗告はなし。

(3) コメント

犯罪の成否を争う予定だったが勾留請求は却下され、最終的に不起訴となった。

6 事例② 建造物等損壊

(1) 事案の概要

被疑者がパチンコで負けた腹いせに、パチンコ店の外壁を損壊した事件。

(2) 弁護活動

逮捕当日に当番弁護士として接見し、弁護人選任と示談の意思を確認。接見後にそのまま被害店舗に行き、被害状況の確認（ただし、既に修理済みであった）、責任者に示談の意向があること、及びおおよその示談金額を確認した。翌日示談金を預かり、その旨を被害店舗にファックスで伝えた。これら示談の交渉状況を報告書にまとめ、雇用主の身元引受書と一緒に、裁判所に対する勾留請求却下を求める意見書に添付して裁判所に提出した。また、意見書には、すでに写真等で客観的証拠の収集が済んでいること、被害が軽微であること等も記載した。裁判官面接を行い、示談成立の見込みがあることを説明した。検察官の準抗告はなし。

(3) コメント

早期に示談成立までは行かなくとも交渉に入れたこと、接見後に被害店舗に行って被害が軽微であることが直接確認できたことが早期の身体拘束解放につながったのではないかと思う。

勾留請求却下を実現するためには、極めて迅速な対応が必要である。しかしながら、先に述べたとおり勾留請求却下は決して難しいことではないので、的を射た弁護活動を行い、被疑者の人身の自由を守れるようにしたい。